

公益社団法人日本放射線技術学会関東支部理事選出ガイドライン

2011年11月26日施行

2018年04月28日改正

(目的)

- 1 本ガイドラインは、公益社団法人日本放射線技術学会関東支部の支部理事選出に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(支部理事の構成など)

- 2 研究発表大会は持ち回りを原則としているので、支部を構成するブロック単位に2名を定数配分することが望ましい。ただし、1名は各ブロックにて選出、もう1人は支部長が選出する。
- 3 支部理事の定数は公益社団法人日本放射線技術学会地方支部規約関東支部運用細則第8条に20名以内(支部長を含む)と明記されているので2項で各ブロック2名とすると支部理事は支部長を含め17名となる。残りの3名については支部長が必要と認めた場合ブロック単位に関わり無く選出することとする。
- 4 関東支部は本学会の事業に協力していく必要があるので、支部理事は代議員となることが望ましい。
- 5 研究発表大会の大会長もしくは実行委員長は、支部理事になることが望ましい。